

議案第八十二号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十年十一月二十五日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「これに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により」を「その者の非違によることなく勸奨を受けて」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

定年に達したことに準ずる理由による退職制度を廃止する必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第七条 定年に達したことにより退職した者 (定年に達した者で、杉並区職員の定年等 に関する条例(昭和五十九年杉並区条例第 四号)第四条の規定により引き続き勤務し た後退職した者を含む。)、その者の非違 によることなく勸奨を受けて</p> <p>退職した者で規則で定めるもの、規則で 定める傷病により退職した者、通勤による 災害により退職した者又は死亡により退職 した者に対して支給する退職手当の基本額 は、退職日給料月額に、その者の勤続期間 を次の各号に区分して、当該各号に掲げる 割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第七条 定年に達したことにより退職した者 (定年に達した者で、杉並区職員の定年等 に関する条例(昭和五十九年杉並区条例第 四号)第四条の規定により引き続き勤務し た後退職した者を含む。)、これに準ずる 理由その他その者の事情によらないで引き 続いて勤務することを困難とする理由によ り退職した者で規則で定めるもの、規則で 定める傷病により退職した者、通勤による 災害により退職した者又は死亡により退職 した者に対して支給する退職手当の基本額 は、退職日給料月額に、その者の勤続期間 を次の各号に区分して、当該各号に掲げる 割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

2 一
略 5
略

2 一
略 5
略